

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等



【令和8年度要求額70,000百万円（60,000百万円）】 ※産業投資と政府保証の合計額 環境省

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、脱炭素化・地方創生に資する事業に対して投融資を行います。

1. 事業目的

温室効果ガス（GHG）の排出量の削減等を行う事業活動（他者のGHG排出削減等に寄与する事業活動を含む）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、脱炭素化市場に民間資金を大胆に呼び込み、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する。

2. 事業内容

環境大臣が定める以下の支援基準を満たす事業等に対して金融支援を行い、**地球温暖化の防止と地方創生を含む経済社会の発展の統合的な推進**を図る。

(1) 政策的意義

- ・温室効果ガスの削減効果が高いこと
- ・経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること

(2) 民間事業者等のイニシアチブ

- ・脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること
- ・民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること

(3) 収益性の確保

- ・対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること
- ・機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること

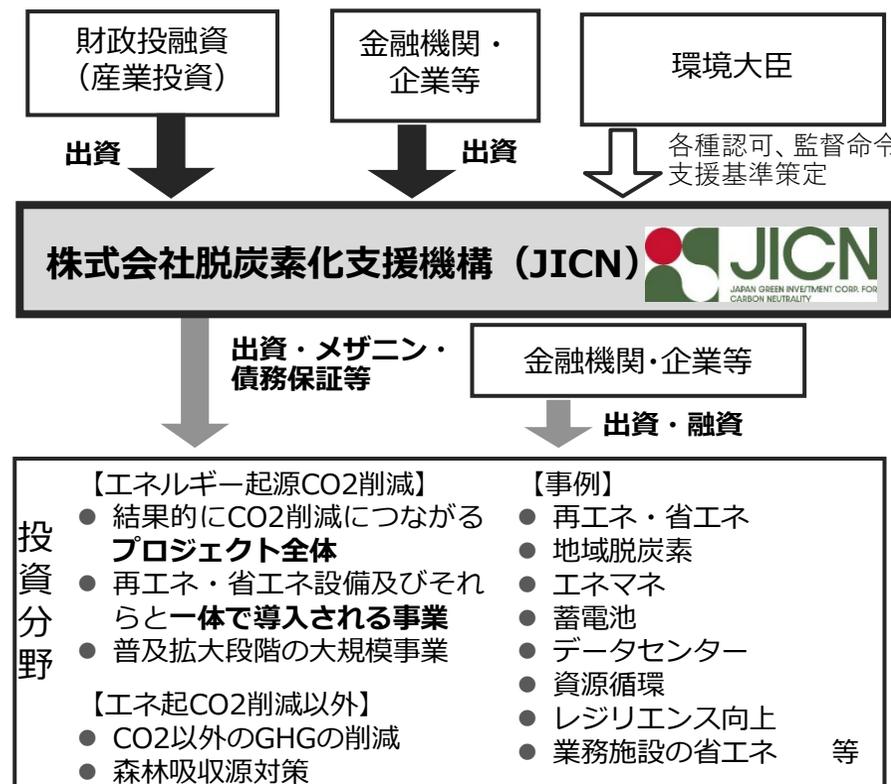
(4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保

- ・地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること
- ・地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること

3. 事業スキーム

- 事業形態 国の財政投融資からの出資と民間からの出資を原資としてファンド事業を行う株式会社
- 支援方法 出資、メザニン（優先株、劣後融資）、債務保証等の幅広い方法による資金供給が可能（特別目的会社（SPC）、ファンド、スタートアップ等への出融資を含む）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109